

お客さま各位

株式会社東京スター銀行

投資信託「取引残高報告書」の作成基準変更のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび弊社では、投資信託口座を開設しているお客さまへ作成している「取引残高報告書」(注1)につきまして、2019年3月末作成分より、作成基準を下表のとおり一部変更させていただきますので、ご案内申し上げます。ご利用いただいているお客さまには、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

○「取引残高報告書」作成基準の変更点

投資信託のお預かり残高・ お取引(注2)の有無等		「取引残高報告書」の作成基準	
		現状	変更後
お預かり 残高あり	直前3ヵ月間に お取引あり	所定月(3,6,9,12月)の月末 に作成します。	変更なし
	1年以上 お取引なし	前回作成時から1年後の同月 の月末に作成します。	変更なし
<u>お預かり 残高なし</u>	直前3ヵ月間に お取引あり	お取引発生直後の所定月 (3,6,9,12月)の月末に作成 します。	変更なし
	<u>1年以上 お取引なし</u>	前回作成時から1年後の 同月の月末に作成します。	<u>前回作成時から1年後の同月の月末に 一度だけ作成します。以降、次回お取引 時または口座解約時までの間は作成し ません。(注3)</u>
	口座解約	口座解約を行った日に作成し ます。	変更なし

(注1)

・「取引残高報告書」は、通常郵送にてお届けいたしますが、インターネット投資信託サービスをご利用のお客さまには電子交付いたします。

(注2)

・「お取引」とは、投信信託の買付、換金ならびに分配金および償還金の入金等をいいます。

(注3)

・従来は、お客さまの投資信託口座にお預かり残高がなく、1年以上お取引がない場合につきましても、1年に一度「取引残高報告書」をお届けしておりましたが、2019年3月末作成分以降につきましては、上表のとおりとなります。なお、2019年3月末作成分以前に、お預かり残高がなく1年以上お取引がない場合に既に「取引残高報告書」を作成している場合は、2019年3月末作成分より作成いたしません。

・お取引を再開された場合は、お取引の直後の所定月(3,6,9,12月)の月末に作成いたします。

以上

本件に関するお問い合わせ先

東京スター銀行テレホンバンク 0120-330-655 (平日 9:00~21:00 土・日・祝日 9:00~17:00)